

別紙

桶川市税条例及び桶川市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 桶川市税条例（昭和 3 0 年桶川市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の条及び項に対応する改正前の欄の条及び項が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の条及び項を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
附 則 (読替規定)	附 則 (読替規定)
第10条 法附則第15条から第15条の3の2 <u>ま</u> <u>で</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第65条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2 <u>まで</u> 」とする。	第10条 法附則第15条から第15条の3の2 <u>ま</u> <u>で、第61条又は第62条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第65条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2 <u>まで、第61条若しくは第62条</u> 」とする。
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 略	第10条の2 略
19 略	19 略
	20 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。
第23条 略	第23条 略 (新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)
	第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間につい

	<p>て準用する。</p> <p>2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。</p>
--	--

第2条 桶川市都市計画税条例（昭和45年桶川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
附 則	附 則
<p>17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項 <u>又は第15条の3</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3<u>まで</u>」とする。</p>	<p>17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、<u>第15条の3又は第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3<u>まで若しくは第61条</u>」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。